

第1節 知的財産戦略の強化に向けた検討

経済発展の原動力は技術革新にあり、戦後の技術導入を主体とした我が国の技術水準は、1980年頃には欧米諸国と肩を並べるまでに達していた。そして、技術開発競争の激化、国民ニーズの多様化、グローバル化の進展等の状況の中で、企業活動における産業財産権の役割は高まっていた。

このような状況において、特許庁では、既に1976年から、企業の特許管理の充実を啓発するため、出願等の適正化施策を進めてきていた。その成果として、1990年代前半までには、改善多項制の利用が進み、出願大手企業による特許・実用新案の出願件数は減少に転じ、海外出願比率は漸増するとともに、審査請求の厳選とそれに伴う公告率は上昇した。これは、「数は力なり」の論理で出願件数を増加させていた企業において、出願関連費用や研究開発投資効率等の面から、量から質への意識改革が進みつつあった結果と考えられる。

折しも、米国では、経済活動のグローバル化の中にあって、我が国の経済的進出が米国における反トラスト勢力を弱体化させたことも一因となり、1980年代にプロパテント時代に転換することとなった。そして、知的財産制度を産業競争力強化のための重要政策の一部と捉え、その保護強化についての必要性が認識されるようになった。その後、日米間での特許紛争が目立つようになり、特許制度の世界的調和を模索する機運も高まりつつあった。

我が国では、大量の出願・審査請求とそれに起因する審査処理期間の長期化の克服が、国際調和を実現する上からも喫緊の課題として顕在化していた。さらに、1990年代のバブル崩壊以後、日本では円高や産業の空洞化とともに、WTO体制の始動やアジア地域との関係深化など経済のグローバル化が進む中、知的財産政策においても米国プロパテント政策等の影響を受け、国際的な保護強化の要請が高まりつつあった。

1. 中央省庁再編前の審議会等における検討

(1) 高度情報化社会における工業所有権情報の提供（第15-19回工業所有権審議会情報部会）

特許情報は発明の適切な保護を図るための権利情報として、また、発明の利用の促進を図るために一般に公開される最新の技術情報として重要な位置を占めており、1990年代初頭には、情報処理技術の進歩と特許庁におけるペーパーレス計画の進展に伴い、データベース化された特許情報は重要な情報資源として位置付けられるようになっていた。

ペーパーレス計画下における特許情報の提供については、既に1989年12月の工業所有権審議会情報部会において基本的方針が示され、それに沿ってCD-ROM公報の発行、Fタームの外部公開等を積極的に推進していた。また、ペーパーレス計画の進展による電子化された特許情報の順調な蓄積、情報処理・通信技術の発展、CD-ROM公報の普及等による民間企業の情報処理能力の飛躍的向上等に伴い、庁外からは、電子化された特許情報の積極的

な外部提供に対するニーズが、これまで以上に急速に高まっていた。

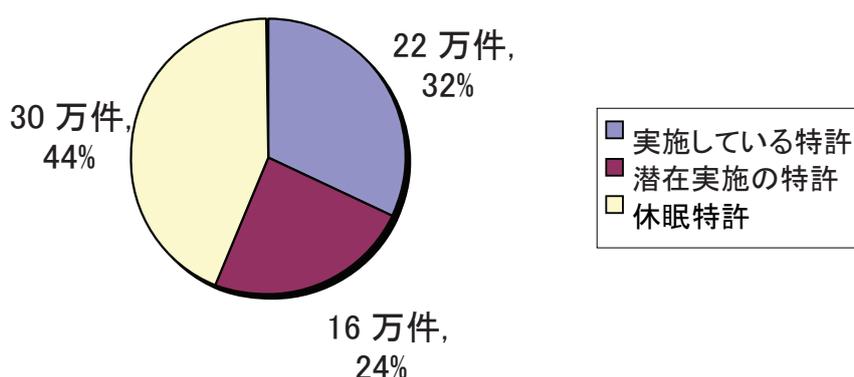
これを受けて、工業所有権審議会情報部会では、1995年9月から3回にわたり検討がなされ、1996年3月に報告書「高度情報化社会における工業所有権情報のあり方¹」が取りまとめられた。同報告書では、工業所有権情報の有効利用は工業所有権制度の円滑な運用の上で極めて重要であり、その最大限の普及を図るため、社会や技術の進展を踏まえつつ、積極的に外部に提供していくことが必要であるとした。そして、特許庁、公益部門、営利部門の各部門の取り組むべき具体的方向が提言された。

また、1997年6月には、インターネット技術の進展とその爆発的な普及を受け、インターネットの利用や、工業所有権情報の提供条件、諸外国との協力の一層の推進などを中心として、報告書「今後の工業所有権情報普及の在り方²」が取りまとめられた。

(2) 未利用特許の活用

特許庁は、1995年度、企業の特許管理のうち、特許の実施化率と未利用特許発生の変因に焦点を当てて分析を行い、1996年3月に未利用特許情報実態調査報告書³を取りまとめた。その結果、1995年末に現存する特許68万件のうち、実施されているのは22万件(32%)に過ぎず、実施されていない46万件のうち、防衛や自己実施を目的とする潜在実施特許が16万件(24%)、他者へ許諾してもよいと考えている休眠特許が30万件(44%)存在することが分かった。そして、未利用特許を活用するための課題について、技術取引、企業内の社内体制及び特許流通機関との連携などの観点から取りまとめ、①未利用特許の多角的利用の促進、②許諾可能な特許とニーズ情報のコーディネート必要性、③中小企業・ベンチャー企業と特許流通機関の連携強化、④未利用特許イベントの開催などを、取り組むべき方策として提言した。

【特許の実施状況（1995年末）】



(備考) 1995年末の特許の実施状況。

(資料) 未利用特許情報実態調査報告書から特許庁作成

¹ 「高度情報化社会における工業所有権情報の提供のあり方」(1996年3月)第17回情報部会報告書
<http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/shingikai/jyoho01.htm>

² 「今後の工業所有権情報普及の在り方」(1997年6月18日)第19回情報部会報告書
http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/pdf/dai19_toushin.pdf

³ 「未利用特許情報実態調査報告書」財団法人日本テクノマート(1996年3月)

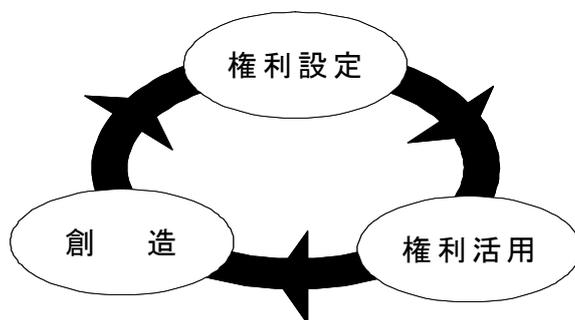
(3) プロパテント政策の胎動 (21 世紀の知的財産権を考える懇談会)

特許庁は、特許庁長官の私的懇談会として「21 世紀の知的財産権を考える懇談会」を 1996 年 12 月から 5 回にわたり開催し、1997 年 4 月 7 日に報告書¹を取りまとめた。

本報告書では、①米国では、10 年以上も前から知的創造活動の成果を重要な「知的財産権」と位置付けて保護強化を図り、国際競争力強化に努めてきたこと、②国際的には、ロイヤルティ・損害賠償額の高額化に見られるように、知的財産権の価値が高まっていること、③我が国の一部の企業においても、知的財産権保護の重要性に対する意識が高まりつつあること、④我が国においては、1995 年に策定された科学技術基本計画（第 1 期）を受けて、科学技術創造立国の実現に向けた各方面における具体的な取組が進められていること、⑤我が国としては、「創造」した「科学技術」を価値ある「知的財産権」として蓄積し、活用していくこと、このため「知的財産権」についての取組を強化していく必要があることを浮き彫りにするとともに、「科学技術創造立国」を実現していくためには、「基本技術中心の研究開発」、「研究成果の権利化」、「経済財としての権利の活用」からなる「知的財産権」による「知的創造サイクル」を築き上げることが必要であるという基本理念を提唱した。

【知的創造サイクルの概要】

知的財産権は知的創造サイクルの原動力



(資料) 「21 世紀の知的財産権を考える懇談会報告書～これからは日本も知的創造時代～」

そして、今後の知的財産の在り方として、3つの論点、すなわち、①知的創造時代である 21 世紀においては、知的財産権による知的創造サイクルを加速化することにより、「技術」を活用することが重要であること、②我が国が、21 世紀を切り拓いていくためには、国全体として知的財産権の価値を再認識し、それを最大限に高め、有効活用していくという「知的財産権についての意識革命」が必要であること、③今後、「情報化」、「グローバル化」の流れの中で、「情報」をそれぞれの特性に応じて、適切かつ十分な保護を行うとともに、国際調和を踏まえた知的創造活動の活性化に資する総合的な知的財産制度が求められていることから、「21 世紀の知的財産権の目指す方向」と題して、産業界、大学・

¹ 「21 世紀の知的財産権を考える懇談会報告書 ～これからは日本も知的創造時代～」(1997 年 4 月 7 日)
<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/21cen.htm>

研究所、行政を始め我が国全体として、今後真剣な検討を行い、適切な取組を行うことが必要と考えられる8つの項目について提言を取りまとめた。

この後、この報告書で提言された項目も含め、特許庁を始め審議会や研究会など様々なレベルで、プロパテント政策の在り方について検討が進められることとなった。

＜提言＞21世紀の知的財産権の目指す方向

1. 知的財産権の「広い保護」
 - (1) 知的財産権のサービス業への広がり
 - (2) 新領域における保護スキームの構築（ソフトウェア、データベース、バイオ等）
 - (3) 特許の権利範囲の拡大（クレーム解釈のあり方の検討）
 - (4) 特許出願の量から質への転換
2. 知的財産権の「強い保護」
 - (1) 損害賠償額の引き上げ（損害賠償額算定に係る制度の見直し）
 - (2) 紛争処理機能の充実（証拠開示手続に係る検討、裁判外紛争処理機能や知的財産権専門裁判機能の拡充等）
3. 大学・研究所の「知的財産権振興」
 - (1) リエゾン機能強化
 - (2) 知的財産権を研究活動の成果として評価
 - (3) 権利の帰属及び実施に係る制度の見直し
4. 「特許市場」の創設
 - (1) 休眠特許の活用促進
 - (2) 知的財産権の金融商品化（担保、投資等）の促進
5. 「電子特許」の実現（2005年を目途）
 - (1) マルチメディア技術を利用した発明・意匠・商標の表現（動画、音声等）
 - (2) 「電子特許庁」の完成（インターネットによる情報提供等）
6. 「発展途上国協力」の推進
 - (1) 人材育成・情報化・審査協力の拡大
 - (2) 各国における我が国企業の権利行使支援
7. 「世界共通特許」への道
 - (1) 世界共通特許の実現（相互認証→共通特許）
 - (2) 世界をリードする日本の特許審査（審査期間の一層の短縮等）
 - (3) 日本の成果を外国に提供（電子出願の経験、日本が開発した特許検索システム等）
8. 「知的財産権政策」の国家的取り組み
 - (1) 知的財産権についての基本的な方針の策定
 - (2) 研究・研修機能の強化、知的財産権マインドの向上
 - (3) 知的財産権学科の設立

(4) 知的財産権の強い保護（第33-34回工業所有権審議会総会）

知的財産権の侵害に対する救済の在り方については、現行特許法等が制定された1959（昭和34）年以来約40年もの長期にわたり見直しがなされていなかったが、我が国の技術水準の急速な向上、経済活動のグローバル化の進展といった、この期間に生じた国内・国際情勢における大きな環境変化を踏まえれば、我が国の現況に最も適合したシステムと

して再構築する必要があった。

このため、工業所有権審議会法制部会の下に損害賠償等小委員会が設置され¹、1997年6月から7回にわたり、逸失利益の賠償の引上げ、侵害に対する抑止機能の強化、実施料相当額の賠償の引上げ、弁護士費用の敗訴者負担、文書提出等の訴訟手続の改善、侵害行為の早期差止め等について、知的財産権の「強い保護」を図るべく、知的財産権侵害に対する民事上の救済や刑事罰の在り方について民事、刑事等の観点から検討がなされ、1997年11月25日に報告書²が取りまとめられた。本報告書は、第34回工業所有権審議会総会（1997年12月16日）において工業所有権審議会答申として了承された。

(5) プロパテント政策の一層の深化（第35-36回工業所有権審議会総会）

世界的な市場の拡大と企業の国際競争が本格化する中、我が国は改良型の技術開発から付加価値のより高い創造的技術開発へ重点をシフトさせていくことが不可欠であった。そして、企業等の創造型技術開発のインセンティブを向上させるため、知的創造サイクルを強化・加速化すべく、権利取得の早期化、広く強く早い救済措置等を実現することが喫緊の課題であった。

このため、工業所有権審議会法制部会の下に企画小委員会が設置され³、1998年7月から6回にわたり、知的財産権の保護の在り方や、社会のグローバル化・情報化に伴う法制度の整備、手続の簡素化等について検討がなされ、1998年11月26日に報告書⁴が取りまとめられた。本報告書は、第36回工業所有権審議会総会（1998年12月14日）において工業所有権審議会答申として了承された。

本報告書では、プロパテント政策の意義とその進展について検証するとともに、プロパテント政策を強化するため、権利設定及び権利活用（権利侵害の場合の救済措置等）に重点を置き、知的創造サイクルのプロセス全体の更なる強化・加速化を図るべく、3つの観点から具体的方策について提言を行うとともに、科学技術創造立国を実現するには、産業界、大学、行政、司法を始め各分野における知的財産制度の戦略的活用に対する意識改革が不可欠であるとした。

- ・「権利取得の早期化」として、審査請求期間を7年から3年に短縮、異議申立及び無効審判における訂正請求の見直し等。
- ・「広く強く早い救済措置の実現」として、文書提出義務の有無について裁判官のみで判断するインカメラ手続の導入⁵等といった侵害行為の立証の容易化、損害やその額の立証容易化、刑事罰の強化、判定制度の強化、特許裁判の抜本的機能強化、申請による早期出願公開制度の導入、裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換等。

¹ 第33回工業所有権審議会総会（1997年4月24日）で設置。

² 「工業所有権審議会損害賠償等小委員会報告書―知的財産権の強い保護―」（1997年11月25日）
<http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/pdf/kouson1.pdf>

³ 第35回工業所有権審議会総会（1998年6月2日）で設置。

⁴ 「工業所有権審議会企画小委員会報告書～プロパテント政策の一層の深化に向けて～」（1998年11月26日）
http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/kikaku06_1.htm

⁵ 第7章第1節1. (2)参照。

- ・知的創造の加速化のための環境整備に向けた具体的方策として、公知公用の地域的基準の見直し（世界に拡大）や、新規性阻却事由の拡大（インターネット情報）等といった情報化への対応等。

(6) 21 世紀の工業所有権制度の国際調和（第 37 回工業所有権審議会総会）

2000 年の世界貿易機関（WTO）自由化交渉における知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）の見直しを始めとして、工業所有権制度の国際調和の在り方について検討するため、工業所有権審議会国際部会¹が 1999 年 1 月から 3 月にかけて 3 回にわたり開催され、報告書²が取りまとめられた。本報告書は、第 37 回工業所有権審議会総会（1999 年 6 月 9 日）で報告された。

本報告書では、透明性の高い国際保護ルールの確立、技術革新によりもたらされる新たな社会への適切な対応、知的財産権が尊重される国際的事業環境の整備の 3 点を基本的課題として提示し、これらを克服するため、二国間交渉のほか、WTO 次期ラウンド及び世界知的所有権機関（WIPO）等における多国間交渉等での制度調和に向けた積極的な取組を図るよう提言した。具体的には、先発主義、公開制度欠如、再審査制度、優先権の効果の制限（ヒルマードクトリン）という米国特許制度に特異な事項や、発明公表後の出願猶予制度（グレースピリオド制度）、行政遅延による特許期間の延長の考え方など国際的に相違する事項に関し、我が国は欧米諸国と協調しつつ、これらの事項に焦点を当てた制度調和の必要性を訴えていく必要があるとした。そして、日米欧を中心に相互承認に向けた動きが活発化してきており、相互承認に向け制度運用の国際調和を図ることにより、世界特許システムの構築に取り組むべきとした。

(7) 21 世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会

弁理士は、我が国の知的財産制度の黎明期より、工業所有権に関する専門家としてその保護・活用を通じて我が国の産業発展に寄与してきた。21 世紀の知的創造時代においても、弁理士は知的財産権分野の専門サービスの中心的な存在として、「知的創造サイクル」の構築の一翼を担い、企業等のグローバルな戦略的事業展開を支援するために担うべき役割は増大するものと予想されていた。他方、資格制度の見直しを含めた規制緩和推進が我が国の重要な政策課題となっており、弁理士制度においても、これに対応した見直しも求められていた。

このため、特許庁総務部長の私的懇談会として、「21 世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会」を設置し、1998 年 4 月 21 日から 10 回にわたり、知的財産権分野での専門サービスに対する 21 世紀の顧客ニーズについて分析するとともに、弁理士に求められる資質の確保・養成、弁理士事務所の経営体制の革新、弁理士の義務・倫理の見直し、弁理士会の

¹ 第 36 回工業所有権審議会総会で開催が決定された（1998 年 12 月 14 日）。

² 「工業所有権審議会国際部会報告書」（1999 年 4 月 14 日）

<http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/link414.htm>

機能強化等について検討がなされ、1999年3月25日に報告書¹と提言「21世紀の弁理士制度の目指す方向」が取りまとめられた。

(8) 知的財産の戦略的活用に向けて（第38回工業所有権審議会総会）

知的創造サイクルを円滑に回転させるには、権利取得面から権利活用面（契約、交渉、コンサルティング等）まで広がりのある知的財産専門サービスをできる限り一貫して提供していくことが求められ、また、知的財産法務サービスへのニーズの拡大、知的財産訴訟の増大傾向、特許流通や知的財産担保融資の拡充等を背景として、知的財産専門サービスへの需要は急速に増加していくことが予想された。

このため、1999年3月25日に取りまとめられた21世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会報告書とその提言を踏まえつつ、知的財産専門サービス小委員会²では、1999年7月から12月9日にかけて7回にわたり、知的財産の活用を可能とする市場整備や知的財産専門サービスの在り方を中心に、知的財産の戦略的な活用を図るための仕組みづくりについて幅広く検討がなされ、報告書³が取りまとめられた。本報告書は、直ちに取り組むべき課題として、代理業務の範囲の見直し、弁理士試験制度の改革、弁理士事務所の法人化等を含む弁理士法の改正や、裁判外紛争処理制度の充実化等を提言するとともに、今後の検討課題として、特許裁判の機能充実・強化、仲裁法制の見直し、弁理士の知的財産関連の侵害訴訟における訴訟代理等を提言した。直ちに取り組むべき課題とされた、弁理士法の改正等についての提言については、第38回工業所有権審議会総会（1999年12月22日）で答申として了承された。

(9) これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会

2000年4月、約80年ぶりに弁理士法の全面改正が行われ、知的財産専門サービスの中核を担う弁理士について、ライセンス契約での仲介・代理を含む業務範囲の拡大が図られた。また、弁理士試験制度の改革により、弁理士数の増加が図られることとなった。さらに、知的財産紛争の迅速な解決を図るという面では、2001年6月12日に取りまとめられた司法制度改革審議会⁴の意見書において、特許権等侵害訴訟における弁理士への訴訟代理権の付与、法曹の専門性の強化等が提言された。

このような状況を踏まえ、特許庁長官の私的懇談会として「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」が設置され、2000年7月19日から2001年6月18日にか

¹ 「21世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会報告書」（1999年3月25日）

<http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/chousa/index.htm>

本報告書は、第37回工業所有権審議会総会（1999年6月9日）で報告された。

² 第37回工業所有権審議会総会（1999年6月9日）で法制部会の下に設置された。

³ 「工業所有権審議会法制部会知的財産専門サービス小委員会報告書 ―知的財産の戦略的活用に向けて―」（1999年12月9日） <http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/toushintou/Rs1.htm>

⁴ 司法制度改革審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的として、1999年7月27日に内閣に設けられた審議会。2001年6月12日に意見書を提出した。

け8回にわたり、知的財産分野の研修についての基本的な考え方や、知的財産分野における人的基盤を充実・強化するための観点から研修のあり方について、国と民間の役割等の観点から幅広く検討され、報告書¹が取りまとめられた。

(10) 産業競争力と知的財産を考える研究会

我が国の産業競争力の低下に対する懸念を踏まえ、技術開発、IT政策、司法制度改革等の動向を考慮しつつ、我が国産業の競争力強化の観点から知的財産政策の在り方を検討するために、2001年10月19日に、経済産業政策局長及び特許庁長官の私的懇談会として、「産業競争力と知的財産を考える研究会」が設置され、また、知的財産には専門的な検討を要する事項が多いことから、「産業競争力強化のための知的財産の価値の戦略的最大化」、「大学、ベンチャー・中小企業が利用しやすい知的財産制度」、「海外における競争力確保」の3つの課題のそれぞれに関してより詳細な検討を行うために、3つのワーキンググループが設置された。

研究会は計6回、また、ワーキンググループは、それぞれ9回ずつ開催され、多岐の論点にわたり精力的かつ集中的な討議が行われ、2002年6月5日に報告書²が取りまとめられた。

その提言内容は、知的財産戦略大綱にも取り込まれ、知的財産に関する国家戦略の策定に大きく影響を与えた。

- ・ 知的創造時代を担う人的基盤を構築するため、知的財産教育の支援策を充実することで知的財産意識を啓発するとともに、法科大学院において知的財産に強い専門家が養成できるよう大学院の設置基準等を定めるべきとした。また、職務発明制度の在り方を再検討すべきとした。
- ・ 国の研究開発投資に対応した世界トップレベルの知的財産を創出し蓄積するため、日本版バイドール条項を徹底するとともに、国立大学法人化を契機に発明の機関帰属化を進め、大学等における弁理士費用、外国出願のための翻訳費用等の手当を充実すべきであるとした。また、タンパク質立体構造関連の発明や細胞処理方法に関する発明等のライフサイエンス発明促進に向けた審査基準等を整備すべきであるとした。さらに、タイムリーな特許情報を提供すべく、先端技術4分野を含む重点8分野の特許について、米国、欧州における登録件数の公表も含め、より充実した情報発信を開始すべきであるとした。
- ・ 知的財産を核とした企業戦略のための基盤を整備するため、知的財産への戦略的対応を確立すべく参考となるべき指針を作成すべきとされた。また、特許審査の平均審査期間が2年となるよう特許庁の審査体制を整備するとともに、異議申立制度と無効審判制度の関係、訂正審判制度の在り方、審判と審決取消訴訟との関係等について審判制度を改

¹ 「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会 報告書」(2001年6月18日)
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/kenkyukai/houkoku_20010618.htm
本報告書は、産業構造審議会第2回知的財産政策部会(2001年12月3日)で報告された。

² 「産業競争力と知的財産を考える研究会」報告書(2002年6月5日)
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20605ej.pdf>

革すべきとした。さらに、証拠収集手続の拡充、ライセンス契約の保護、知的財産の証券化・信託制度の在り方について提言がなされた。

- ・海外における知的財産権の保護を強化するため、「国際知的財産保護フォーラム¹」を権利侵害対策の中核的組織と位置づけ、官民一体となって権利侵害国への働きかけを強化すべきとした。また、我が国の水際措置の強化について関係省庁間で検討を行い、現行制度・運用の改善策について所用の措置を講ずるべきとした。

2. 中央省庁再編後の審議会等における検討

(1) 産業構造審議会²知的財産政策部会の設置

2001年1月の中央省庁再編によって、審議会が基本的政策型審議会と法施行型審議会とに整理合理化されたことに伴い、産業構造審議会の下部組織として知的財産政策部会が設置されることとなり、工業所有権審議会の産業財産権に関する政策審議機能（特許・商標等の工業所有権制度の在り方、不正競争の防止等、知的財産政策について調査審議する機能）が引き継がれることとなった。

(2) 産業構造審議会第1-2回知的財産政策部会

2001年5月11日に開催された第1回知的財産政策部会では、「知恵の時代」である21世紀における「知的創造サイクル」活性化に向けて政府として取り組むべき知的財産政策の課題³（(i) 先端技術分野における知的財産政策、(ii) 迅速かつ利用しやすい知的財産紛争解決制度の実現、(iii) 国際的な出願の増大等への対応）について審議され、この課題から抽出された「当面の検討事項」について検討するため法制小委員会を設置することとした。

2001年12月3日に開催された第2回知的財産政策部会では、①法制小委員会報告書、②弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与、③知的財産制度の国際的動向について審議された。

①法制小委員会報告書について

法制小委員会では、2001年5月25日から10月12日にかけて7回にわたり、IT化社会への特許法・商標法の対応、先行技術開示制度の導入等について検討がなされ、報告書⁴が取

¹ 民間141団体・企業が参加し、権利侵害品対策の中核的組織として2002年4月16日に発足した。

² 産業構造審議会は、経済産業省設置法第7条により設置された機関であり、経済産業大臣の諮問に応じて産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要事項を調査審議する。産業構造審議会の議事要旨、配付資料、議事録は、以下のURLで参照できる。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/sangyou_kouzou.htm

³ 知的財産政策の課題と当面の検討事項

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/dailsanko_paper.htm

⁴ 法制小委員会報告書（2001年12月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/1-3hosei_houkoku.pdf

りまとめられた。本報告書では、(i) 発明の実施行為規定の改正（プログラム自体に特許法による保護が及ぶことを明確化する等）、(ii) ソフトウェア関連発明の拡大と間接侵害、(iii) 商標の使用行為規定の改正、(iv) 先行技術開示制度の導入、(v) 特許請求の範囲の明細書からの分離、(vi) PCT 出願における国内書面提出期間の延長等について提言された。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

②弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与について

司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）の提言¹、「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」の提言（2001年6月18日）を受け、能力担保措置について更なる詳細な検討を行うため、2001年8月31日に、特許庁総務部長の私的懇談会である「能力担保措置ワーキンググループ」で報告書²が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

③知的財産制度をめぐる国際的動向について

知的財産権をめぐる国際的な動向について、各国特許庁での業務量（ワークロード）の増大から特許取得までの期間の長期化や審査の質が低下するといった問題が生じるおそれがあったため、主に特許制度実体調和、特許協力条約リフォーム、二国間・多国間の協力が必要であることについて審議された。また、WTO ドーハ閣僚宣言（TRIPS 関連）、模倣品等権利侵害品への取組、修正実体審査や他国庁の審査結果の利用促進についても審議された。

(3) 産業構造審議会第3-4回知的財産政策部会

2002年7月10日に開催された第3回知的財産政策部会では、(i) 知的財産をめぐる最近の動向（知的財産戦略会議、知的財産戦略大綱）、(ii) 各小委員会³の活動予定、(iii) 知的財産をめぐる国際的動向（特許審査のサーチ結果等の相互利用に関する日米合意、日シンガポール修正実体審査、国際知的財産保護フォーラムの設置など）について審議がなされた。

2003年2月18日に開催された第4回知的財産政策部会では、①特許制度小委員会中間取りまとめ、②紛争処理小委員会報告書、③不正競争防止小委員会報告書、④経営・市場環境小委員会の検討状況について審議された。

①特許制度小委員会中間取りまとめについて

特許制度小委員会では、2002年から5回にわたり、知的財産戦略大綱や知的財産基本法で定められた、迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた特許制度の在り方について検討し、

¹ 司法制度改革審議会意見書の「7. 隣接法律専門職種を活用等」参照。

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf>

² 第2回知的財産政策部会は、同報告書を同部会の決議とすることを了承した。

³ 「特許制度小委員会」、「経営・市場環境小委員会」を設置することが了承された。

2003年1月に中間取りまとめ¹を策定した。本中間取りまとめには、特許法等の改正を伴う事項の検討状況について重点的に盛り込まれた²。

本中間取りまとめでは、特許審査体制の整備と制度・運用の充実の観点から、(i) 特許審査体制の強化（特許審査官の増員、先行技術調査のアウトソーシングの拡充、審査補助職員の活用）、(ii) 先端技術分野における創造的な技術革新の促進、(iii) ユーザーニーズに対応した早期の権利付与（早期審査制度の活用促進）、(iv) 国際的な権利取得の円滑化（出願の単一性要件の国際的調和、明細書の記載要件の明確化、国際的な審査協力）について提言がなされた。

また、知的財産管理の強化に向けた企業の取組の促進の観点から、(i) 企業における戦略的な知的財産の取得・管理、(ii) 出願・審査請求構造改革への取組（企業行動変革への対応、料金体系の見直し、中小・ベンチャー企業や大学への支援拡充、審査請求料の一部返還制度の導入）について提言がなされた。本中間取りまとめは知的財産政策部会の答申とされた。

②紛争処理小委員会報告書について

紛争処理小委員会では、2002年5月から6回にわたり、審判制度を中心とした産業財産権に関する紛争処理制度の在り方について、特許権等の有効性を争う紛争処理制度（異議申立制度と無効審判制度）の一本化や、審判制度と審決取消訴訟・侵害訴訟との連携の在り方（審決取消訴訟係属中の訂正機会の適正化）について検討がなされ、2003年2月に紛争処理制度小委員会報告書³が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

③不正競争防止小委員会報告書について

不正競争防止小委員会では、2002年6月26日から7回にわたり、不正競争防止法に関し、訴訟における原告の民事的保護の強化、営業秘密の刑事的保護、ネットワーク化への対応及び訴訟上の営業秘密の保護強化について検討を行い、2003年2月7日に報告書⁴が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

④経営・市場環境小委員会の検討状況について

経営・市場環境小委員会では、2002年10月8日から3回にわたり、知的財産を核とした企業戦略のための「参考となるべき指針」について検討がなされ、2002年1月30日に

¹ 「最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について 中間とりまとめ」（2003年1月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_4_p3.pdf

² 法改正以外の特許審査体制整備や予算措置等の事項については、2003年7月に策定された「特許戦略計画」に盛り込まれることとなった。

³ 「産業財産権をめぐる紛争の迅速かつ合理的な解決に向けて」（2003年2月）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/fun_report.pdf

なお、第6回委員会は、2002年10月25日に開催された。

⁴ 「不正競争防止法の見直しの方向性について」（2003年2月7日）

<http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/summary/0001391/0001.html>

営業秘密管理指針¹が策定され、知的財産取得・管理指針、技術流出防止指針については案²が報告された。

(4) 特許戦略計画³の策定

特許制度小委員会は、2003年3月18日から4回⁴にわたり、知的財産戦略大綱において求められた目標⁵を達成するための具体的方策について検討し、「特許戦略計画」を策定した。

本計画では、知的財産戦略大綱で示された目標を達成するために必要な体制の在り方について定量的な分析を行い、審査官の増員や審査補助職員の活用、先行技術調査のアウトソーシングの拡充等による特許庁の体制整備と、企業による審査請求構造改革の支援、すなわち、特許関連料金の改定⁶や審査請求料返還制度の導入を通じて、特許制度ができる限り効率的に運用されるよう、制度利用者の協力を促すことが必要であると指摘された。

そして、知的創造サイクルを支える基盤である企業や大学等が戦略的な特許取得をすることができるよう、特許制度は幅広い要請にこたえることが必要であり、このため、先端技術分野における発明の保護の在り方を研究開発等の動向に合わせて適時に見直すとともに、特許制度やその運用の国際的な調和を推進するなどの取組が必要であるとされた。

さらに、知的財産戦略大綱で示された「2006年度以降、世界最高水準の迅速・的確な特許審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める」との将来的な目標を達成するためには、審査順番待ち件数の急増に対応した特別措置として検討すべき課題について整理し、さらに検討を進めるべきと指摘された。

(5) 産業構造審議会第5回知的財産政策部会

2004年1月29日に開催され、①職務発明制度の在り方、②世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現、③実用新案制度の魅力向上等について審議がなされた。

①職務発明制度の在り方

特許制度小委員会では、第1回、第4回から第5回、第7回から第9回、第11回から第

¹ 「営業秘密管理指針」(2003年1月30日)

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g30314b02j.pdf>

² 知的財産取得・管理指針、技術流出防止指針については、その後の2003年3月14日の第4回経営・市場環境小委員会で策定された。

「知的財産の取得・管理指針」(2003年3月14日)

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003799/0/030314syutokukanri.pdf>

「技術流出防止指針～意図せざる技術流出の防止のために～」(2003年3月14日)

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g30314b03j.pdf>

³ 「特許戦略計画」(2003年7月8日)

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/patent_plan.htm

⁴ 第7回、第8回、第10回、第11回の特許制度小委員会。第11回に取りまとめ。

⁵ 「2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。」「2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。」

⁶ 第3章第2節2.参照。出願手数料減額、審査請求手数料2倍、特許料半額とした。

15回の11回にわたり、職務発明制度の在り方について検討がなされ、企業における実態、従業者層の意識、各国の制度・実態等の調査と、制度改正の是非及び改正する場合にはその方向性について、報告書「職務発明制度の在り方について¹⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

②世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて

2003年度の特許制度小委員会での議論を踏まえ、第156回通常国会において「特許法等の一部を改正する法律案」が成立し、特許関係料金体系の見直しを始めとした制度が改正された。2004年度予算案でも98名の任期付審査官を盛り込むなど、迅速・的確な特許審査の実現に向けた環境が現実のものとして整いつつあった。

特許制度小委員会では、「特許戦略計画」、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」及び先の国会の附帯決議等を踏まえつつ、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」で定められた世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けた総合施策について検討を行うため、2003年5月12日に特許戦略ワーキンググループを設置し、2003年9月2日から6回にわたり検討がなされ、2004年1月20日に中間取りまとめ「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて²⁾」が取りまとめられた。本中間取りまとめは知的財産政策部会の答申とされた。

③実用新案制度の魅力向上に向けて

実用新案制度ワーキンググループ³⁾では、2003年7月1日から5回にわたり、(i)存続期間の延長、(ii)実用新案登録に基づく特許出願制度の導入、(iii)訂正の許容範囲の拡大、(iv)料金改定等について検討がなされ、2003年12月2日に報告書「実用新案制度の魅力向上に向けて⁴⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

(6) 産業構造審議会第6回知的財産政策部会

2005年2月23日に開催され、①不正競争防止法の見直し、②地域ブランドの保護制度の在り方、③医療関連行為の特許保護の在り方について審議された。

①不正競争防止法の見直しの方向性

不正競争防止小委員会では、2004年10月から4回にわたり、営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策のための実効的な手段について検討がなされ、2005年1月21日に報告

¹⁾ 「職務発明制度の在り方について」(2003年12月18日)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/toushintou/pdf/patent_houkoku/houkoku.pdf

²⁾ 「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」(2004年1月)

<http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/shingikai/pdf/tizai05/paper07.pdf>

³⁾ 特許制度小委員会は、実用新案制度の在り方について集中的に審議を行うため、2003年5月12日に実用新案制度ワーキンググループを設置した。

⁴⁾ 「実用新案制度の魅力向上に向けて」(2004年1月)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/toushintou/pdf/um_wg_report/utility_model_wg.pdf

書「不正競争防止法の見直しの方向性について¹⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

②地域ブランドの保護制度の在り方

商標制度小委員会では、2004年10月5日から4回にわたり、知的財産推進計画2004及び新産業創造戦略で定められた地域ブランドの保護制度の在り方について、a. 登録のための主たる要件、b. 登録の主体の要件、c. 商標権の効力、d. 異議申立、無効審判及び取消審判の観点から検討がなされ、報告書「地域ブランドの商標法における保護の在り方について²⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

③医療関連行為の特許保護の在り方

知的財産戦略本部のもとに設置された医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会における「医療関連行為の特許保護の在り方について（とりまとめ）」を受け、特許審査基準を改訂・整備し、2005年4月上旬に公表するとともに改訂審査基準の運用開始後の実態を注視していく旨報告された。

(7) 産業構造審議会第7回知的財産政策部会

2006年2月15日に開催され、①意匠制度の在り方、②特許制度の在り方、③商標制度の在り方、④特許審査迅速化・効率化のための行動計画について審議された。

①意匠制度の在り方

意匠制度小委員会では、2004年9月15日から2006年1月25日にかけて7回にわたり、製品の付加価値の源泉となるデザインを保護するため、a. 意匠権の強化（権利期間の延長や刑事罰の強化等）、b. 意匠権の効力範囲の拡大（「輸出」等の追加、類似の範囲の明確化、税関における部品の取り外し等）、c. 意匠権の保護対象の拡大（画面デザイン）、d. 意匠制度の枠組みの在り方（無審査登録制度の導入によるダブルトラック化）、e. 意匠登録手続の見直し・利便性の向上（関連意匠制度の見直し、部品及び部分意匠の保護の在り方を見直し、秘密意匠制度の手続見直し等）について検討がなされ、報告書「意匠制度の在り方について³⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

②特許制度の在り方

特許制度小委員会では、2005年10月31日から2006年2月2日にかけて5回（第19-23回）にわたり、「知的財産推進計画2005」で挙げられた分割出願制度・補正制度の見直し、

¹⁾ 「不正競争防止法の見直しの方向性について」（2005年1月）

<http://www.meti.go.jp/press/20050121001/050121fusei.pdf>

²⁾ 「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」（2005年2月）

http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/pdf/c_brand_houkoku/houkoku.pdf

³⁾ 「意匠制度の在り方について」（2006年2月）

http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/pdf/i_p_t_arikata/ishou.pdf

特許権侵害への対応の強化、先使用権制度の在り方、特許制度の利便性の向上（外国語書面出願の翻訳文提出期間、拒絶理由通知の応答期間等）、特許制度の判定制度と ADR 機関との適切な役割分担等について検討がなされ、報告書「特許制度の在り方について¹⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

③商標制度の在り方

商標制度小委員会では、2003年6月26日から2006年1月31日にかけて17回（第1-17回）にわたり、a. 小売業等の商標の保護の在り方、b. 権利侵害行為への「輸出」の追加、c. 刑事罰の強化、d. 著名商標の保護の在り方、e. 審査の在り方等について検討がなされ、報告書「商標制度の在り方について²⁾」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の答申とされた。

④「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」について

特許審査迅速化・効率化推進本部（本部長：経済産業大臣）が、2006年1月17日に策定した「特許審査迅速化・効率化のための行動計画³⁾」について、報告がなされた。

(8) 産業構造審議会第8回知的財産政策部会

2006年6月16日に開催され、各小委員会の中間取りまとめ、報告書、検討状況について報告とそれについての審議がなされた。

①特許審査迅速化に向けた最近の取組について（報告）

「知的財産推進計画2006と平成18年度実施計画」及び「新経済成長戦略」について報告された。さらに、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画の取組状況」について報告された。

②先使用権制度の円滑な活用に向けて

2005年度の特許制度小委員会（第20-23回）において、先使用権制度の在り方について検討された。その結果、ガイドライン（事例集）を作成することで、先使用権制度の明確化、先使用権の立証手段の具体化を図り、先使用権制度のより円滑な利用を推進することが必要との答申が出された。特許庁は、この答申を受け、判例、通説や企業の実態等を参考に数次にわたる委員会での議論の結果を踏まえて、ガイドライン「先使用権制度の円滑

¹⁾ 「特許制度の在り方について」（2006年2月）

http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/pdf/i_p_t_arikata/tokkyo.pdf

²⁾ 「商標制度の在り方について」（2006年2月）

http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/pdf/i_p_t_arikata/shouhyou.pdf

³⁾ 「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」（2006年1月17日）

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/jinsokuka_patent.htm

な活用に向けて¹⁾」を作成した。

③発明の進歩性判断に関する検討について

国内外における進歩性をめぐる問題意識の高まりから、産業界、弁理士会、審判官をメンバーとする検討会を開催し、技術分野ごとの技術常識、技術水準を踏まえた進歩性判断の手法の問題点について、個別事件に基づく事例研究を行うことが報告された。

(9) 産業構造審議会第9回知的財産政策部会

2007年1月19日に開催され、各小委員会の間取りまとめ、報告書、検討状況について報告とそれについての審議がなされた。

①弁理士制度の見直しの方向性

2000年に弁理士法の全面改正が行われ、2001年1月6日に施行された。同法附則第13条で、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、改正弁理士法の施行状況をみつつ、見直しの必要性を含め検討することとなった。

このため、産業構造審議会知的財産政策部会の下に弁理士制度小委員会を設置し、2006年4月21日から2006年12月13日にかけて6回にわたり、a. 弁理士の資質の向上及び量的拡大と責任の明確化（研修制度、試験制度、懲戒制度）、b. 知的財産権に関する専門職としての多様なユーザーニーズへの対応（弁理士法に規定する業務、情報公開の在り方、特許業務法人）、c. その他（知的財産部門の分社化、利益相反規定）等について幅広い観点から検討がなされ、報告書「弁理士制度の見直しの方向性について²⁾」が取りまとめられた。本報告書は同部会の報告書とすることが了承された。

②ライセンサー保護制度の在り方

ライセンスの対象となった特許発明又は登録実用新案を活用した事業を安心して継続できる制度を用意することは、特許権又は実用新案権の活用の制度的インフラ整備として重要な意義を有しており、また、ライセンス契約に基づく研究開発及び事業展開の安全を確保する制度を整え、こうした研究開発や事業展開に伴うリスクを低減させることは、企業の研究開発活動を促進させて我が国の国際競争力を維持・発展させるために必要不可欠であった。

このため、流通・流動化小委員会では、2006年5月29日から2007年1月17日にかけて3回にわたり、ライセンサー保護のための方策及びその制度設計について、a. ライセンサー

¹ 「先使用権制度の円滑な活用に向けて一戦略的なノウハウ管理のために―」（2006年6月）

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/pdf/senshiyouken/guideline.pdf>

² 「弁理士制度の見直しの方向性について」（2007年1月）

<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/toushintou/pdf/benrisiseido/01.pdf>

の破産や特許権等の譲渡に備えてライセンス関係を第三者に対抗できる仕組み、b. 包括的ライセンス契約単位で通常実施権を登録し、かつ、登録内容の一部を非開示とする制度の創設等の観点から検討がなされ、報告書「ライセンシー保護制度の在り方について¹⁾」が取りまとめられた。本報告書を同部会の報告書とすることについて了承された。

③イノベーション促進のための特許審査改革加速プランについて

特許審査迅速化・効率化推進本部（本部長：経済産業大臣）が、特許迅速化・効率化のための行動計画（2006年1月に策定）の進捗状況、「経済成長戦略大綱」等を踏まえつつ、2006年10月19日に策定した「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン²⁾」について、報告がなされた。

(10) 産業構造審議会第10回知的財産政策部会

2007年4月4日に開催され、イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007、知財戦略事例集、発明の進歩性判断についての報告書等について審議がなされた。

①イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007

「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」の数値目標を改定するとともに、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」の重点施策を深化・発展させ、両者を一体的に取りまとめて、2007年1月25日に、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007³⁾」（4分野、26項目）を策定した。

重点4分野は、a. グローバルな権利取得の促進と知的財産保護の強化、b. 特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組、c. 企業における戦略的な知的財産管理の促進、d. 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援の強化から構成された。

②戦略的な知的財産管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉

「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」を受け、各企業が自社に最適な知的財産戦略を構築し、それを具体的に実行するに当たり考慮すべき観点や留意点を示すことを目的とした事例集⁴⁾を策定した。

¹⁾ 「ライセンシー保護の在り方について」（2007年1月）

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70123a04j.pdf>

²⁾ 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」（2006年10月19日）

<http://www.meti.go.jp/press/20061020001/innovation-press-release.pdf>

³⁾ 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」（2007年1月25日）

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_10_paper/shiryou_2-2.pdf

⁴⁾ 「戦略的な知的財産管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉」（2007年4月）

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/chiteki_keieiryoku/01.pdf

③発明の進歩性判断について

「発明の進歩性判断に関する検討結果について¹」「進歩性検討会報告書²」及び「進歩性等に関する各国運用等の調査研究報告書³」について報告された。

(11) 産業構造審議会第 11-12 回知的財産政策部会

2007 年 10 月 24 日に開催された第 11 回知的財産政策部会において、①通常実施権等の登録制度の見直し、②ユーザーフレンドリーな審判制度の在り方の見直し、③特許関係料金の見直し、④特許料等手数料納付の口座振替制度の導入、⑤優先権書類の電子的交換、⑥パリ優先権の基礎出願の審査の早期着手等について問題提起がなされ、2008 年 1 月 24 日に開催された第 12 回知的財産政策部会において、その間に開催された各小委員会の取りまとめや検討について審議がなされた。

①特許権等の活用を促進するための通常実施権等の登録制度の見直し

知的財産ビジネスの多様化や企業再編 (M&A) の活発化に伴い、特許権等の移転が増加しており産業財産権の流動性が高まっていた。また、企業における「選択と集中」、パテントプール等のライセンスビジネスの多様化、大学や TLO での知的財産活動の活性化等を背景としてライセンス活動はさらに拡大しつつあった。このような状況において、特許権等が移転した場合でも従前のライセンスに基づく事業継続を保護するため、通常実施権等の登録制度の見直しが求められた。

このため、特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループでは、2007 年 7 月 26 日から 12 月 13 日にかけて 5 回にわたり、a. 出願段階における登録制度の創設、b. 通常実施権等登録制度の活用に向けた見直しについて検討がなされ、報告書「特許権等の活用を促進するための通常実施権等の登録制度の見直しについて⁴」が取りまとめられた。本報告書は知的財産政策部会の報告書として了承された。

②不服審判請求期間の見直し

特許審査における処理の迅速化に伴い拒絶査定や拒絶査定不服審判請求の件数が急増し、制度利用者からは、現行の審判請求期間 (30 日) では審判請求の当否を判断するための検討期間としては短いとの指摘があった。

このため、拒絶査定不服審判の請求期間や明細書、「請求の理由」の補正時期等について見直しを行うとともに、意匠や商標の拒絶査定不服審判等についても、同じく手続保障の

¹ 「発明の進歩性判断に関する検討結果について」 (2007 年 3 月)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/shingikai/pdf/tizai_bukai_10_paper/shiryoutouchin_7-1.pdf

² 「進歩性検討会報告書」 (2007 年 3 月)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/shingikai/pdf/tizai_bukai_10_paper/shiryoutouchin_7-2.pdf

³ 「進歩性等に関する各国運用等の調査研究報告書」 (2007 年 3 月)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/shingikai/pdf/tizai_bukai_10_paper/shiryoutouchin_7-3.pdf

⁴ 「特許権等の活用を促進するための通常実施権等の登録制度の見直しについて」 (2008 年 1 月)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutouchin_01-1.pdf

観点から審判請求期間の見直しを行った¹。

③特許関係料金の見直しについて

研究開発費増大に伴い研究開発コスト回収の必要性が増大し、ブランド等無形資産の経済価値が高まっており、10年目以降の特許料、商標更新登録料を中心に料金引下げに対する企業ニーズが大きくなっていった。また、当時の料金体系下で、特許特別会計の中長期的な収支見直しを行ったところ、特許料収入増加に伴う収入増、新システム導入による機械化経費の削減に伴う支出減により、収入が支出を上回る見込みが予測された。

このため、特許部門では、中小企業等の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引下げを含む特許料及び出願手数料の引下げ、商標部門では、更新登録料の重点的な引下げを含む全体的な料金の引下げについて、それぞれ検討を行った²。

④特許料等手数料納付の口座振替制度の導入について

2005年10月から開始された電子決済インフラを用いた電子現金納付（インターネットバンキング）に加え、2007年2月に日本マルチペイメントネットワーク運営機構が主体となって電子決済インフラの整備が進んだことから、口座振替制度やクレジット決済の導入について検討を行った³。

⑤優先権書類の電子的交換について

世界全体における出願人の手続の簡素化や手続費用の低減及び各国特許庁における事務処理負担の軽減という観点から、既存の二国間優先権書類交換システム（日米欧韓特許庁間）に加え、多国間の枠組みである優先権書類デジタル・アクセス・サービス（DAS）⁴の実現により優先権書類の電子的交換の対象国を拡大することとした。さらに、優先権書類の取得元を優先権書類の発行国に限定せず、優先権書類を電子的に保持していると出願人が宣言した第三国及び機関も対象とすることとした⁵。

⑥パリ優先権の基礎出願の審査の早期着手について

世界の主要特許庁（日米欧中韓）でのワークシェアリングを進めるため、出願を最初に受けた第1庁のサーチ・審査結果を、他の庁が有効に利用する枠組み作りを進めていくことが重要であるとの共通認識が形成されていたことから、新しいワークシェアリングの取

¹ 「拒絶査定不服審判の請求期間等の適正化について」（2008年1月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou02.pdf

² 「特許関係料金の見直しについて」（2008年1月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou03.pdf

³ 「特許料等手数料納付の口座振替制度導入について」（2008年1月）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou04.pdf

⁴ WIPO国際事務局を介して世界中で電子的に優先権書類交換を行うための枠組み。

⁵ 「国際的なワークシェアリングのための情報ネットワーク基盤整備～優先権書類の電子的交換の対象国拡大～」 http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutou05.pdf

組として、優先権基礎出願の早期審査着手（JP-FIRST）について検討した¹。

（12）イノベーションと知財政策に関する研究会

特許庁では、1997年に「21世紀の知的財産権を考える懇談会」を開催して「プロパテント政策」を打ち出してから、一貫してプロパテント政策を強力に推し進めてきた。しかし、近年の知的財産制度を取り巻く環境は、オープンイノベーションの進展などを背景として変化してきており、米国や欧州においても知的財産政策の在り方についての様々な議論²がなされてきた。

このような状況において、我が国知的財産政策の今後の在り方（将来像）について、プロパテント政策の基本理念のもとイノベーションを促進する観点から幅広く検討するため、2007年12月18日に、特許庁長官の私的懇談会として「イノベーションと知財政策に関する研究会」を設置した。

本研究会は、2007年12月18日から2008年6月30日にかけて3回にわたり開催され、また、その間、実務的な論点についての議論を行うためのワーキンググループが3回にわたり開催され、報告書³が取りまとめられた。

そして、知的財産制度を取り巻く環境の変化に対応した新たなプロイノベーションの知的財産システムの構築に向けて、持続可能な世界特許システムの実現、特許システムの不確実性の低減、イノベーション促進のためのインフラ整備という3つの観点から13の政策提言がなされた。

（13）特許制度研究会

知的財産の保護強化に向けたこれまでの取組を踏まえつつ、知的財産を取り巻く環境変化に伴い直面している課題に適切に対応するためには、従来のプロパテントの姿勢を維持しつつも、我が国の政策が世界に及ぼす影響や諸外国との制度・運用の調和に留意し、イノベーションがより促進されるような知的財産制度を設計することが求められている。

このような認識のもと、特許制度の在り方について検討し論点整理を行うべく、2009年1月26日、特許庁長官の私的研究会として「特許制度研究会」を設置した。

本研究会は、2009年1月26日から12月4日にかけて9回にわたり開催され、報告書⁴が取りまとめられた。

¹ 「新しいワークシェアリングの取組～優先権基礎出願の早期着手（JP-FIRST）～」

http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/shingikai/pdf/tizai_bukai_12_paper/shiryoutouchin06.pdf

² 米国では、FTC（連邦取引委員会）による提言（2003年10月）やNAS（全米科学アカデミー）による提言（2004年4月）がなされた。欧州では、欧州委員会による欧州特許ビジョン（2007年4月）、特許庁による未来のシナリオ（今後の世界の知財政策が進む方向についてのシナリオ）が取りまとめ（2007年4月）られた。また、知的財産が途上国の発展において果たす役割について、WIPOなどの国際機関で活発に議論されている。

³ 「イノベーションと知財施策に関する研究会 報告書 ―イノベーション促進に向けた新知財政策―」（2008年6月30日）

http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/kenkyukai/pdf/innovation_meeting/report_japanese.pdf

⁴ 「特許制度に関する論点整理について―特許制度研究会 報告書―」（2009年12月）

<http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/kenkyukai/pdf/tokkyoseidokenkyu/houkokusyo.pdf>

本報告書では、①特許の活用促進、②多様な主体による利用に適したユーザーフレンドリーな制度の実現、③特許関係紛争の効率的・適正な解決に向けた制度整備、④特許保護の適切なバランスの在り方といった相互に関連する課題について、論点が整理された。

本報告書は、2010年3月9日の第13回知的財産政策部会及び同年4月9日の第25回特許制度小委員会で紹介された。

(14) 産業構造審議会第13-14回知的財産政策部会

2010年3月9日に開催された第13回知的財産政策部会において、知的財産政策の今後の方向性として、イノベーションは我が国の成長・競争力の鍵という認識のもと、(i)特許活用の促進、(ii)国際的な制度調和、(iii)中小企業等幅広いユーザーの利便性向上という観点から各種取組について見直しが求められ、そのうち法制的な課題については、特許制度小委員会で検討を行うこととなった¹。

2010年5月12日に開催された第14回知的財産政策部会では、①中小企業等幅広いユーザーを支援する知的財産制度の利便性向上、特許の活用促進、②特許料金の見直し、③国際的な制度調和について審議がなされた²。

まず、①知的財産制度の利便性向上と特許の活用促進については、a. 中小企業に対する知的財産情報のワンストップサービスを構築するための中小企業知財支援センターの設置や、b. 中小企業の研究開発から事業展開までを一貫して支援するための全国的な知的財産活用ネットワークの構築、c. 外国出願支援や模倣品対策等の中小企業の海外知的財産展開支援、d. 大学間のネットワークを活用した知的財産活用支援のための知財プロデューサーや広域大学知財カウンセラーの派遣等について検討が行われた。

次に、②特許料金の見直しについては、経済危機後の出願等の状況やユーザーの声、また、特許関連の歳出の合理化の状況等を踏まえつつ、特許料金等の引下げや中小企業等に対する特許料金減免制度の拡充の方向性について検討が行われた。

そして、③国際的な制度調和については、グローバル化に対応した知的財産保護システムを整備するため、a. 制度調和に向けた国内法制の見直しの観点から、グレースピリオドの在り方と特許法条約(PLT)との整合に向けた方式要件の緩和、b. 特許審査ハイウェイの拡大と利便性の向上の観点から対象国等の拡大や申請要件・様式の共通化、c. 審査運用面での調和と情報システムの整備・データ標準化の観点から審査官協議、審査結果への共通アクセス基盤の構築、共通出願様式等について検討が行われた。また、発展途上国における知的財産保護の底上げに向けた方向性として、d. 手続の簡素化・共通化等、e. 知的財産の重要性の認識強化・知的財産人材育成、f. 制度・運用の透明性の向上の観点から検討が行われた。

¹ 「特許制度小委員会における主な検討事項について」(2010年3月)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/shingikai/pdf/tizai_bukai_13_paper/siryou_02.pdf

² 「知財を活用したイノベーション促進のための具体的方策について」(2010年5月12日)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/shingikai/pdf/tizai_bukai_14_paper/siryou_01.pdf